

新生活を始めるなら、安曇野で。

安曇野市 UIJターン



詳細は  
市HPへ！

# UIJターン 就業・創業移住支援事業補助金

R7.3.25

移住支援金の申請をお考えの方は裏面詳細を確認の上、事前にご相談ください

※申請締切は1月頃を予定していますが、申請状況等により締切予定を早める場合があります※

補助額

単身: **60万円**    2人以上の世帯: **100万円**  
18歳未満の世帯員1人につき: **+ 100万円**

対象者

東京圏※(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)、愛知県、大阪府から  
安曇野市へ移住し、就業又は創業した方 ※一部地域除く。詳細は上記QRコードから確認

申請  
要件

「移住して1年以内」かつA～Eの区分による  
「移住後就業している or 創業支援金の交付決定から1年以内」

A: マッチングサイト

長野県が運営するマッチングサイトを利用し就業

B: 専門人材

「プロフェッショナル人材事業」「先導的人材マッチング事業」を利用し就業

C: テレワーカー

移住前の仕事を継続 「転職なき移住」

D: 関係人口

関係人口であれば「A」「B」に該当しなくてもOK！

E: 創業支援金の交付決定者

長野県地域課題解決型創業支援事業の交付決定を受けた人

対象者の要件

移住元

- ☐ 転入日の前日までの10年間のうち、通算して5年以上、東京圏、愛知県または大阪府に在住し、かつ、就労していたこと  
※ 企業等に雇用されていた方については、雇用保険の被保険者としての就労に限ります(以下、同様)。  
※ 三大都市圏に在住し、同圏内の大学等に通学し、同圏内の企業等に就職した場合、大学等への通学期間も5年間の就業期間に通算可
- ☐ 住民票を移す直前、1年間以上連続して、三大都市圏に在住し、かつ、就労していたこと  
※ この場合の就業期間の起算日は、住民票を移した日の3か月前まで遡れます(在住期間は遡れません)

移住先

- ☐ 住民票の移動後1年以内に、移住支援金の交付申請をすること
- ☐ 安曇野市に、移住支援金の交付申請をした日から5年以上継続して居住する意があること  
※ 5年以内に転出した場合、移住支援金を返還していただく場合があります

その他

- ☐ 暴力団員または暴力団員等ではなく、かつ関係を有する者でないこと
- ☐ 日本人または 外国人(永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者もしくは特別永住者の、いずれかの在留資格を有する者)であること
- ☐ 市長が移住支援金の対象として不適当と認めた者ではないこと

## △注意△

この補助金は、申請時と状況が変化した場合に補助金を返還していただくことがあります。申請前に必ずご確認ください。

(返還になる主な事由)

- ①偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- ②創業支援金の交付決定を取り消された場合
- ③補助金の申請日から5年以内に市外へ転出した場合
- ④補助金の申請日から5年以内に、申請時点の職から転職・退職した場合  
※申請日から3年未満の退職・転職は全額返還の対象になります。

## 世帯補助額の要件

- ☐ 申請者を含む2人以上の世帯員が、移住元において同一世帯※に属していたこと
- ☐ 申請者を含む2人以上の世帯員が、申請時において同一世帯※に属していること  
※ 住民票上で同一世帯である必要があります。
- ☐ 申請者を含む2人以上の世帯員のいずれもが、交付申請時、転入後1年以内であること
- ☐ 申請者を含む2人以上の世帯員のいずれもが、反社会的勢力 または 反社会的勢力と関係を有する者でないこと

### 子育て 加算

- ☐ 申請年度の属する4月1日時点で、18歳未満である世帯員を帯同して転入したこと
- ☐ 当該18歳未満の世帯員が、上記の「2人以上の世帯の要件」をすべて満たす者であること

## 就業・創業の要件

### A マッチング サイト

- ☐ 求人への応募日が、**マッチングサイト**に求人情報が掲載された日以降であること
- ☐ 勤務地が、東京圏以外であること
- ☐ 交付申請の日から5年以上継続して勤務する意思があること
- ☐ 転勤、出向等でなく、新規の雇用であること
- ☐ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就労し、移住支援金の交付申請日において、当該企業等に在職していること

マッチング  
サイト



### B 専門人材

- ☐ 「**プロフェッショナル人材事業**」または「**先導的人材マッチング事業**」により長野県内で就業したこと
- ☐ 勤務地が、東京圏以外であること
- ☐ 交付申請の日から5年以上継続して勤務する意思があること
- ☐ 転勤、出向等でなく、新規の雇用であること
- ☐ 目的達成後の解散を前提としたプロジェクトへの参加など、離職することが前提でないこと
- ☐ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて企業等に就労し、移住支援金の交付申請日において、当該企業等に在職していること

プロフェッショナル  
人材



### C テレ ワーク

- ☐ 所属先企業等からの命令でなく、自己の意思で移住したこと
  - ☐ 移住先を生活の本拠とし、移住前での業務を引き続き行うこと
  - ☐ 週20時間以上の就業をしていること
  - ☐ 所属先企業等からデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))またはその前歴事業を活用した取組の中で資金提供を受けていないこと
- ※個別の状況をお伺いし、勤務先(東京等)へ通う頻度が多い場合など、テレワークと認められないこともあります

### D 関係人口

- ☐ 移住支援金における「**関係人口**」の要件に該当すること

#### 関係人口 要件

- ・安曇野市に進学、通勤又は居住したことがある者
- ・安曇野市にふるさと納税を2年以上したことがある者(R7.4.1転入者～)
- ・安曇野市で二地域居住をしたことがある者(住居の売買契約、賃貸借契約など)
- ・長野県又は安曇野市の移住施策(対面相談)に参画したことがある者 など

#### 【就業・従事共通】

- ☐ 週20時間以上就労又は従事し、移住支援金の交付申請日において、当該企業等に在職していること
- ☐ 交付申請の日から5年以上継続して勤務する意思を有していること

#### 【就業】

- ☐ 就業先が、マッチングサイトへの掲載要件を満たす企業又は「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証企業  
※上記企業には、農林水産業及び家業への就業を含みます
- ☐ 無期雇用契約に基づいて企業等に就労していること
- ☐ 勤務地が、東京圏以外であること
- ☐ 転勤、出向等でなく、新規の雇用であること

#### 【従事】

- ☐ 農林水産業及び家業へ従事する方は、詳細について移住定住推進課までお問い合わせください。

### E 創業

- ☐ 長野県地域課題解決型創業支援事業の交付決定を受けてから1年以内であること